板柵水路の補修業務仕様書

（適用範囲）

本仕様書は、京都市産業観光局が所管する板柵水路の補修業務に適用する。

（業務内容）

履行場所の板柵水路を撤去・運搬・処分を行い、新しく板柵水路を設置する。

新しく設置する板柵水路は、土留鋼板（日鉄建材（株）のとまるくん）を三段使用する（H=1.075m）

① 水路内の除草・運搬・処分を行う。(L=17m)

② 既設の木製の板柵水路を撤去・運搬・処分を行う。(L=17m)

③ 土留め鋼板を三段使用し、板柵水路を設置を行う。(L=17m)

なお、隣接する転落防止柵のフェンスの復旧も行うものとする。

（履行場所）

京都市伏見区久我森の宮町地内とする（詳細は別紙位置図を参照）

（委託期間）

契約日の翌日から令和９年１月２９日までとする。

（作業時間）

平日の午前９時から午後５時の間に作業を行うこと。

（受託者の負担）

本仕様書に明記されていない事項であっても、当然必要な業務の費用は受託者の負担とする。

（安全の確保）

当該箇所近隣の関係者との間で問題が生じないよう留意するとともに、安全の確保に十分留意すること。

なお、作業開始予定日の１週間ほど前に、近隣関係者へ通知文等により周知を行うこと。

（火災等の災害防止）

受託者は、水路敷地等の災害を未然に防ぐため、常に火気に細心の注意を払い、後始末等を自らの責任で徹底すること。

（従業員の服装等）

従業員には、清潔で安全な服装をさせ、受託者の職員であることを示すものを着用させること。

（作業の完了）

作業が完了した場合は、下記の書類を速やかに提出すること。

- 完了届
- 実施前後の写真

（検査）

提出された書類の内容を確認し、検査を実施する。

なお、提出書類により業務完了が確認できない場合、又は不備がある場合、現地立会により検査を実施することがある。また、検査が不合格の場合、手直し作業を指示するので、完了後再検査を受けること。

（受託者の条件）

以下の（１）～（２）いずれの条件も満たしていること。

（１）地方自治法施行令第１６７条の４の規定（破産者、入札を妨げる者等）に該当しないものであること。

（２）京都市の入札資格者名簿に登録され、京都市内に本社等の主たる事業所を設置しており、業務の履行に必要な資格を有する作業員を有していること。

別紙位置図（伏見区久我森の宮町）

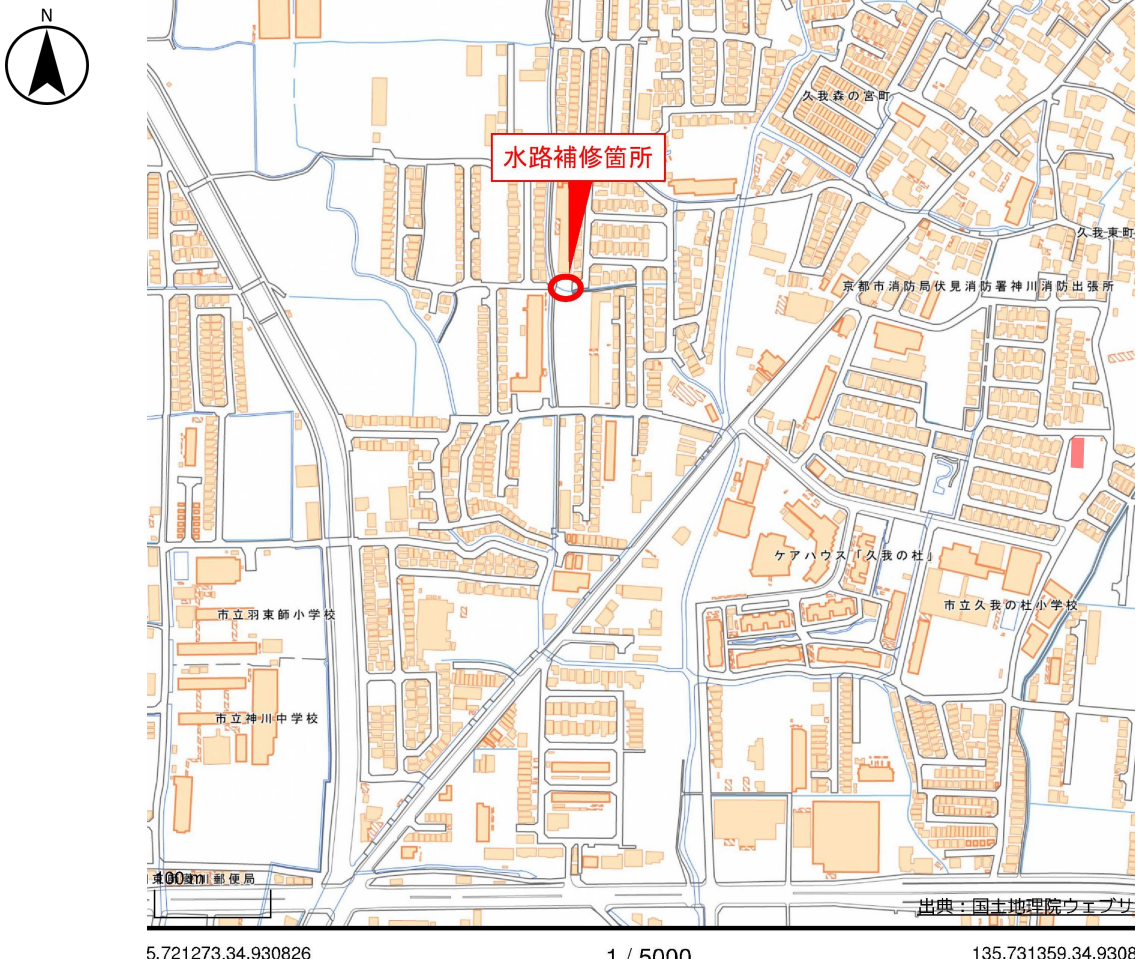

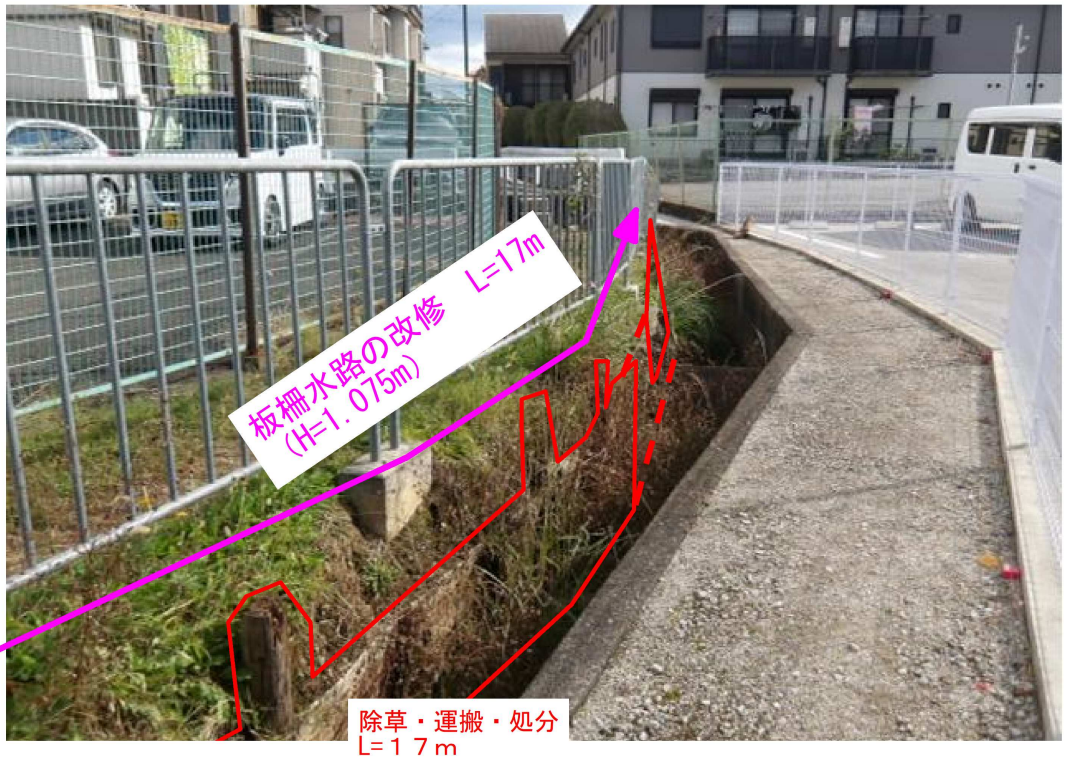
板柵水路の改修　L=17m
（H=1.075m）
除草・運搬・処分
L=１７m


板柵水路の改修業務
①水路内の除草・運搬・処分
①板柵水路の改修
（木製の板柵を撤去し、簡易土留（製品名；とまるくん）を設置）
板柵水路の改修　L=17m（H=1.075m）
除草・運搬・処分
L=１７m


崩落している転落防止柵の復旧
（板柵水路設置時に、フェンスも復旧）

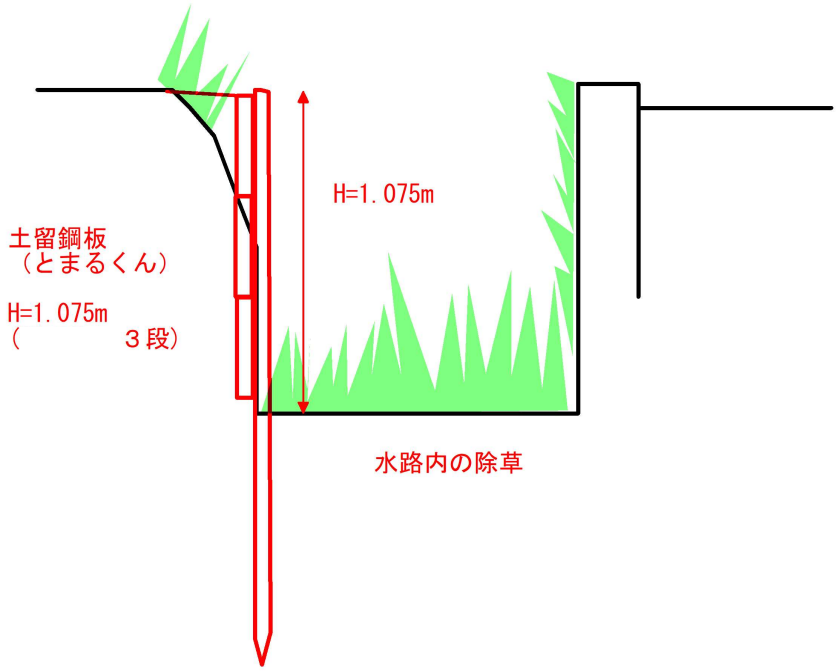
H=1.075m
土留鋼板
（とまるくん）
H=1.075m
（ ３段）
水路内の除草